

会 員 規 約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本リハネスゴルフ協会（以下「本団体」という。）の会員および会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本団体定款（以下「定款」という。）第3条に定める本団体の目的に賛同し、第4条に定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。

2. 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

前項に定める会員のうち、第3条に定めるトータルプロフェッショナルまたはリハネスコンディショニングトレーナーのいずれかであり、第6条に定める会費を納める個人をいう。

(2) その他理事会の決議により別に定める会員

前項に定める会員のうち、第3条に定めるポケリハマスターまたはリハネスゴルフマスターのいずれかであり、第6条に定める会費を納める個人をいう。

(3) 賛助会員

前項に定める会員のうち、第6条に定める会費を納め、事業の推進を援助するために入会した個人または法人をいう。

(インストラクター)

第3条 本団体のインストラクターの種別は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) トータルプロフェッショナル

トータルプロフェッショナルは下記の2種とする。

A級ライセンス

ゴルフ場、練習場及びその他各種施設でサポートしながらゴルフを教える者

S級ライセンス

A級ライセンス取得後、A級ライセンス取得者の講師となる者

(2) リハネスコンディショニングトレーナー

正しい身体機能の獲得と快適に身体を動かすためのコンディショニングプログラムを教える者

(3) ポケリハマスター

施設・学校・病院等（以下「施設等」という）の室内でできるゴルフリハビリテーションを施設等のスタッフへ教える者

(4) リハネスゴルフマスター

練習場内で高齢者及び身体に不自由なところがある方へ向けて、ゴルフを通じてサポートをし、身体を動かす楽しみを教える者

(入会)

第4条 本団体の正会員になろうとする者は、理事会において別に定める「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、代表理事に提出し、正会員の資格を付与するための理事会の承認を得なければならない。

2. 本団体のその他理事会の決議により別に定める会員になろうとする者の入会手続きは、理事会において別に定める「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、代表理事に提出し、その他理事会の決議により別に定める会員の資格を付与するための理事会の承認を得なければならない。

3. 本団体の賛助会員になろうとする者の入会手続きは、理事会において別に定める「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、代表理事に提出し、賛助会員の資格を付与するための理事会の承認を得なければならない。

4. 理事会は、第1項、第2項及び第3項の申込があったときは、第5条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を入会希望者に対し通知するものとする。

5. 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。

(不承認の基準)

第5条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本団体の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) 入会希望者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会が判断したとき。
- (5) その他、理事会が会員として不相当と認めたとき。

(会費の納入)

第6条 会員は次に定める会費を支払うものとする。

- (1) 正会員(トータルプロフェッショナル・リハネスコンディショニングトレーナー)

年会費 22,000円

- (2) その他理事会の決議により別に定める会員

ポケリハマスター 年会費 3,300円

リハネスゴルフマスター 年会費 5,500円

- (3) 賛助会員

個人 1口 5,000円

法人 1口 50,000円

2. 正会員及びその他理事会の決議により別に定める会員は、事業年度ごとに前納一括払いとする。
3. 正会員及びその他理事会の決議により別に定める会員は、事業年度の途中で入会する場合、入会した翌年1月から年会費が発生するものとする。
4. 賛助会員は、入会した月に会費を納入し、翌年以降の会費は、理事会において別に定める方法により一年毎に納入するものとする。

(変更の届出)

第7条 会員は、本社团への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく別紙4「届出事項変更届」を代表理事に提出しなければならない。

2. 会員が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、本社团はその責任を負わないものとする。

(退会)

第8条 会員が本社团を退会しようとするときは、別紙5「退会届」を代表理事に提出しなければならない。

2. 会費を指定された期限から3か月以上納めないときは、退会したものとみなす。

3. 途中退会であっても、納入済みの会費は返還しない。

4. 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

(1) 本社团が解散したとき。

(2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

2. 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

(除名)

第10条 代表理事は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

(1) 本社团の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

(3) 定款、本規約およびその他本社团の規定に違反したとき。

(4) その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき。

2. 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの会費は返還しない。

(会員の資格の継続)

第11条 事業年度の末日までに、定款第8条に定める退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

(著作権)

第12条 本社团によって提供される情報の著作権は本社团に帰属する。

2. 本社团によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(免責および損害賠償)

第13条 会員は、本社团の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本社团は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2. 会員が、本規約およびその他法令等に違反する行為によって、本社团に損害を与えた場合には、本社团は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(本会員規約の追加・変更)

第14条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2. 本社团は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。

3. 変更された本規約は、本社团のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。